

要支援・要介護の区分が変更

要介護 5

要介護 4 要介護 3

要介護 2

要介護 1

要支援

非該当

要介護 4 要介護 3

平成18年4月から

要介護5

要介護 2

要介護1 要支援2

要支援1

非該当

在宅サービス(訪問介護、通所介護など)と 施設サービスが利用できます

要介護状態などの軽減、悪化防止に適した新しい介護予防サービスが利用できます

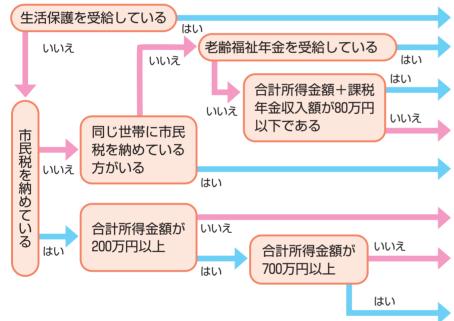
要支援・要介護の状態になる前から利用できる介護予防サービスなどについては、地域包括支援センターにご相談ください

※4月の改正前に認定や更新を受けた方は、4月以降も有効期間内は改正前の区分でサービスを利用します。

あなたの介護保険料は

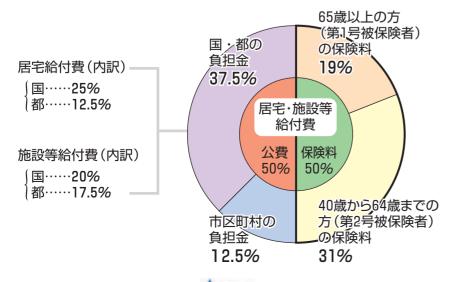
介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される 基準額をもとに、皆さんの所得段階に応じて設定されます。

小平市では、平成17年度まで5段階に設定していましたが、平成18年度からは、所得が低い方の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を7段階制へと見直しました(従来の第2段階を細分化し、また、現役世代並みの所得がある方については7段階としました)。



介護保険の財源

介護保険の財源は、国や自治体の負担金と、40歳以上の方(第1号被保険者:65歳以上の方、第2号被保険者:40歳以上65歳未満の方)が納める保険料で賄われています。保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。





所得段階別保険料

	所得段階	対	象	者	計算方法	保険料額 (年額)
	第1段階	・生活保護受給。 ・老齢福祉年金 税世帯		で、市民税非課	基準額×0.5	22,200円
	第2段階	市民税非課税世課税年金収入額が			基準額×0.5	22,200円
	第3段階	市民税非課税世	帯で、第	32段階に該当	基準額×0.75	33,300円
	第4段階	本人が市民税非 課税者がいる場合		帯内に市民税	基準額	44,400円
•	第5段階	本人が市民税課 金額が200万円未		i年の合計所得	基準額×1.25	55,500円
	第6段階	本人が市民税課金額が200万円以			基準額×1.5	66,600円
•	第7段階	本人が市民税課金額が700万円以		年の合計所得	基準額×1.75	77,700円

・ 小平市の65歳以上の方の人数 ◎地方税法の改正により、地方税法上の経過措置が適用される方については、平成

②地方祝法の改正により、地方祝法上の経過措置か週用される方については、平成 18年度、平成19年度分の保険料について激変緩和措置を次のように行います。

(例) 地方税法の改正がないものとした場合の保険料… 22,200円 (第2段階) 地方税法の改正による保険料……………… 44,400円 (第4段階) (平成18年度分介護保険料)

22,200円+ {(44,400円-22,200円=22,200円) × 1 / 3 } = 29,600円 (平成19年度分介護保険料)

22,200円+ {(44,400円-22,200円=22,200円) × 2 / 3 } = 37,000円

※平成18年度〜20年度の基準額は、1か月当たり3,700円です。 平成21年度以降の基準額は、改正になる見込みです。

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書は、市政資料コーナー(市役所 1 階)、東部・西部出張所で閲覧できます。また、小平市ホームページでもご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所で販売(1 冊240円)しています。

問合せ

健康福祉事務センター内

- 高齢者福祉課 ☎042 (346) 9537
- ●介護福祉課

2042 (346) 9510 · 9759 · 9823

R100 8001NK

この市報は環境に配慮して、古紙配合率100%の再生紙、大豆油インキを使用しています。